

お気軽に  
ご相談ください

## 民生委員・児童委員、主任児童委員

5月12日から18日までは「民生委員・児童委員の日活動強化週間」、5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。  
民生委員・児童委員、主任児童委員をより多くの方に知ってもらうために制度や活動内容について紹介します。 問社会福祉課 ☎ 316

### 民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。  
現在、市では115人が委嘱されており、それぞれの担当地区により市内3地区（八条地区・潮止地区・八幡地区）の民生委員・児童委員協議会に属し、活動しています。

### 活動内容

民生委員・児童委員は、高齢での生活の不安、介護の悩み、障がいのある方への支援などさまざまな相談に応じ、それらを福祉サービスや地域の専門機関につなげる活動を担っています。

また、主任児童委員においては、民生委員・児童委員とともに学校や児童相談所などと連携し、子どもや子育てに関する支援を行っています。

このように、問題解決の専門家ではありませんが、「地域のつなぎ役」として活動しており、相談活動、見守り活動、訪問活動、地域活動を通して、地域の安全・安心を支えています。

### 相談したいとき

住所により担当民生委員が決まっています。担当民生委員を紹介しますので、社会福祉課までお問い合わせください。  
民生委員は守秘義務が法律によって定められているため、相談内容などの秘密が他に漏れることはありません。安心してご相談ください。

### 身近な民生委員へご相談を！



八潮市潮止地区民生委員  
・児童委員協議会  
会長 金杉 光子さん  
にお話を伺いました。



#### どのような活動をされていますか。

一人暮らし高齢者宅へ訪問し、見守り活動を行っています。ご希望の方には、見守り活動利用申請書の作成のお手伝いやカレンダーを届けて安否確認などを行い、歳末慰問品贈呈事業では慰問品を届けます。その他、心配ごと相談では相談内容に応じ、適切な援助を行うよう努めています。

#### 今後、特に取り組みたい活動について教えてください。

八潮市要保護児童対策地域協議会主催の研修に参加し、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っているヤングケアラーの現状を学びました。民生委員活動を通し、情報を得た際は、学校や福祉機関などへつなぎ、適切な支援に結び付けていきたいと思えます。

#### 市民の皆さんにメッセージをお願いします。

現在コロナ禍ですが、どのような状況下にあっても、地域住民の困りごとに向き合い活動する民生委員・児童委員の姿勢は変わりません。また、今年は一斉改選という節目の年です。民生委員活動を自身で振り返り、地域住民への適切な支援が継続できるよう、各町会・自治会、行政や関係機関と連携し、八潮市民生委員・児童委員協議会全体で取り組みたいと思えます。

## 児童手当制度の変更

児童手当法の一部改正に伴い、所得上限限度額を設置し、令和4年10月支給分から支給対象者が一部変更になります。  
また、現況届の省略についてお知らせします。

問子育て支援課 ☎ 209

### 1 所得上限限度額の設置

#### 現行

所得制限限度額以上の方：月額5,000円の支給  
所得制限限度額未満の方：月額10,000円～15,000円の支給

#### 令和4年10月支給分～

児童手当法の一部改正により、新たに所得上限限度額を設置

所得上限限度額以上の方：支給対象外  
所得制限限度額以上で、所得上限限度額未満の方  
：月額5,000円の支給  
所得制限限度額未満の方：月額10,000円～15,000円の支給

※児童数などによって支給額が異なります。また、詳しい限度額については、市ホームページをご覧ください。

【例】子ども2人と年収103万円以下の配偶者（扶養親族などの数が3人）の場合

		(一部改正後)	
		年収 1,200万円 以上	支給なし
年収 960万円 以上	特例給付 月 5,000円	所得上限 限度額	特例給付 月 5,000円
	児童手当 3歳未満月 15,000円 3歳以上月 10,000円  (小学校修了前第3子 以降月 15,000円)	所得制限 限度額	児童手当 3歳未満月 15,000円 3歳以上月 10,000円  (小学校修了前第3子 以降月 15,000円)

### 2 現況届の一律の届出義務の廃止

支給するにあたり、必要な情報を公簿などで確認できる場合は、令和4年分から現況届の提出を省略することができます。離婚協議中の場合などは、提出が必要となりますので、ご注意ください。

また、児童の養育状況が変わった時などは、現況届以外の申請書類の提出をお願いします。